

十カ町

## 町並み景観通信

発行人：十カ町会専門委員会・川越市都市計画部

連絡先：川越市都市計画部都市景観課 049-224-5961（直通）

発行日：平成 25 年 5 月

十カ町町並み景観通信は、平成 5 年の十カ町会専門委員会設置により始まり、第 17 号まで発行されています。

## 川越十カ町地区景観形成地域の運用状況を報告します

十カ町会専門委員会では、地区指定以後、お知らせ看板の設置や大規模な建築物等に関する景観配慮についての検討などを行ってきました。平成 24 年 8 月 27 日に開催した専門委員会では、市で検討中の景観計画についての意見交換を行いました。

次のページでは、平成 24 年度の地域内での建築などの届出状況をお知らせします。



## 検討中の「川越市景観計画（案）」の説明を行っています

## 十カ町会自治会長会議／平成 24 年 11 月 13 日（火）

川合川越市長も出席した十カ町会自治会長会議では、市で策定中の「川越市景観計画（案）」の概要について、説明がありました。

川越市全体に係る概要の説明の後、十カ町地区に関する届出制度の変更点や罰則等の規定について、説明がありました。

## 【川越市景観計画（案）】

これまで行ってきた都市景観条例の制度とほぼ同じ内容であるものの、主な変更点として、次の内容が新たに設けられます。

- ①行為の着手制限（届出後 30 日間）
- ②規制範囲を超える色彩は壁面ごとに 20 分の 1 以内
- ③届出違反等には罰則・罰金

## 仲町自治会「景観計画（案）説明会」／平成 24 年 12 月 9 日（日）

仲町自治会においても、平成 24 年 12 月 9 日（日）に「川越市景観計画（案）」の説明会を行いました。仲町住民の方、10 数名にご出席いただきました。

# 平成 24 年度の建築などの届出状況の報告

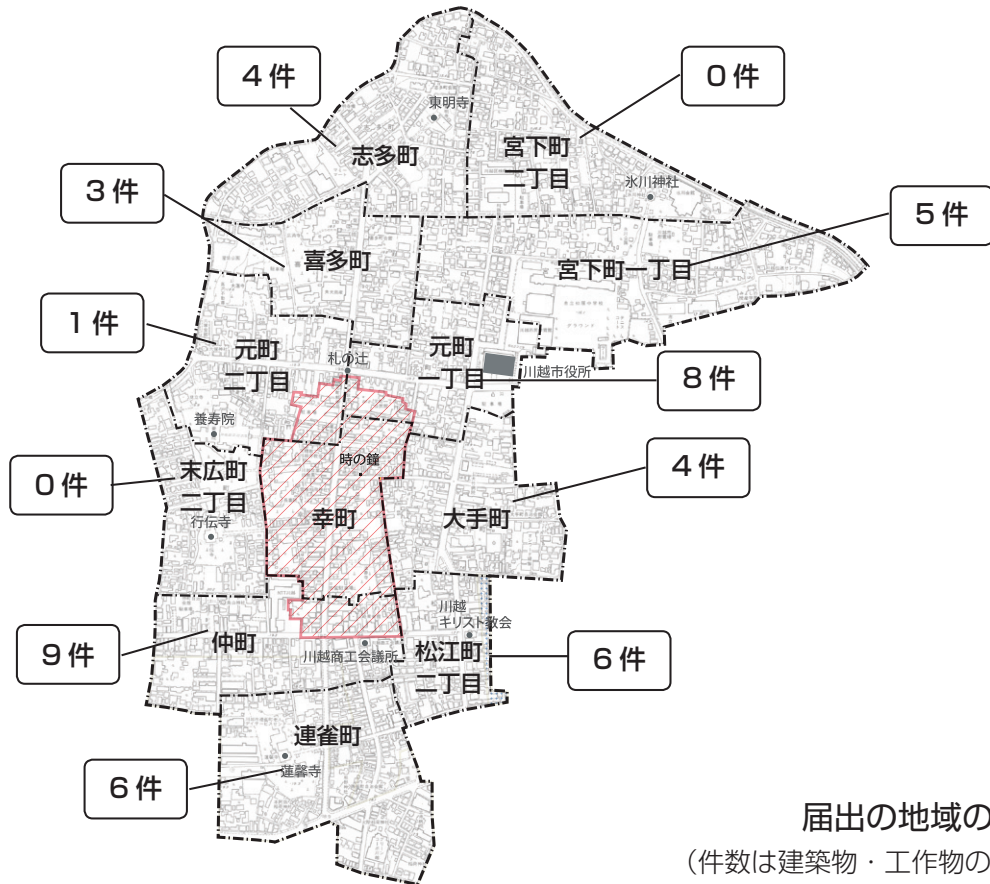
川越十カ町地区都市景観形成地域内における平成 24 年度の届出件数は 46 件でした。そのうち建築物に関するものは 33 件あり、新築が 28 件、増築は 0 件、色彩変更・解体等は 5 件でした。

## 平成 24 年度 届出件数 46 件の内訳

届出		件数
建築物	新築	28 件
	増築	0 件
	色彩変更・解体等	5 件
	工作物（広告物等）	13 件

## 届出のあった建築物の用途の内訳

用途	届出件数
専用住宅	25 件
併用住宅	1 件
店舗	5 件
その他	2 件
合計	33 件



## 届出の地域の内訳

(件数は建築物・工作物の合計)

**届出が必要な行為** ※ 伝建地区は文化財保護法による許可制度があるため、届出が除外されています。

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
  - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
  - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※川越市都市景観条例施行規則第 6 条により届け出を必要としない通常の管理行為、軽易な行為等が定められています。